

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年2月18日
【会社名】	株式会社J Pホールディングス
【英訳名】	JP-HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 洋
【本店の所在の場所】	名古屋市東区葵三丁目15番31号
【電話番号】	052(933)5419(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 荻田 和宏
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区葵三丁目15番31号
【電話番号】	052(933)5419(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 荻田 和宏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 167,360,400円 (注)募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成23年2月10日(木)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成23年2月18日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 平成23年2月18日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式410,300株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式389,700株の自己株式の処分に係る一般募集(以下、「一般募集」と総称する。)に伴い、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下、「大和証券キャピタル・マーケット株式会社」という。)が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年3月24日(木)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120,000株	167,360,400	83,680,200
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	120,000株	167,360,400	83,680,200

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券キャピタル・マーケット株式会社
割当株数	120,000株
払込金額の総額	167,360,400円
割当てが行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成23年3月28日(月)	該当事項はありません。	平成23年3月29日(火)

(注)1 発行価格については、平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額とします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本件第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

- 2 全株式を大和証券キャピタル・マーケット株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 大和証券キャピタル・マーケット株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 J Pホールディングス 管理部	名古屋市東区葵三丁目15番31号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
167,360,400	1,519,000	165,841,400

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限165,841,400円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額1,102,462,000円と合わせた手取概算額合計上限1,268,303,400円について、1,114,000,000円を当社子会社であります株式会社日本保育サービス(以下、「日本保育」という。)が平成24年3月期中に予定している設備投資資金とするための同社への融資資金に、154,303,400円を平成23年4月末日までに当社の長期借入金の返済資金にそれぞれ充当し、残額が生じた場合は平成24年3月30日に償還期限を迎える当社の社債の償還資金に充当する予定であります。

なお、日本保育は平成24年3月期中に20園の保育所を開園する予定であります。本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在で、19園の新規開園が内定しております。上記の、当社が日本保育に行う予定である融資資金は、そのうちの設備投資を要する18園についての設備投資資金として充当する予定であります。当該設備投資計画については後記「第三部 追完情報 4 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

また、残る1園の開園予定については、現時点においては未定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期)及び四半期報告書(第19期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)の提出日(平成22年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月30日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

報告内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成22年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 20円 総額 147,206,000円

ロ 効力発生日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役 7名選任の件

取締役として、山口 洋、荻田和宏、古川浩一郎、佐々木雅嗣、佐々木幸一、中村伊知哉及び白石真澄を選任する。

第3号議案 監査役 2名選任の件

監査役として、竹内大和及び指輪英明を選任する。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	57,307	34	-	(注)1	可決 99.8
第2号議案 取締役7名選任の件					
山口 洋	57,308	33	-	(注)2	可決 99.8
荻田和宏	57,308	33	-		可決 99.8
古川浩一郎	57,308	33	-		可決 99.8
佐々木雅嗣	57,308	33	-		可決 99.8
佐々木幸一	57,308	33	-		可決 99.8
中村伊知哉	57,308	33	-		可決 99.8
白石真澄	57,308	33	-		可決 99.8
第3号議案 監査役2名選任の件					
竹内大和	57,307	34	-	(注)2	可決 99.8
指輪英明	54,893	2,448	-		可決 95.6

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において、下記のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日～ 平成23年2月18日	80,000	7,830,000	29,874	569,012	29,874	254,812

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(株)日本保育 サービス	(仮称)ア スク豊玉中 保育園 (東京都練 馬区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	147,000	53,950	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約125人
	(仮称)ア スク大森保 育園 (東京都大 田区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	44,000	7,253	自己資金及 び増資資金	平成22年 12月	平成23年 4月	受入定員 約100人
	(仮称)ア スク勝どき 保育園 (東京都中 央区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	66,000	30,000	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約90人
	(仮称)ア スク二番町 保育園 (東京都千 代田区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	100,000	69,840	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約155人
	(仮称)ア スクたなし 保育園 (東京都西 東京市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	150,000	15,000	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約120人
	(仮称)ア スク宮前平 駅前保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	90,000	9,173	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約105人
	(仮称)ア スク東門前 保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	50,000	971	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約75人
	(仮称)ア スク向ヶ丘 遊園南保育 園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	96,000	62,139	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約70人
	(仮称)ア スク向ヶ丘 遊園北保育 園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	44,000	10,525	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約95人
	(仮称)ア スク梶ヶ谷 保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	119,000	71,312	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約105人
	(仮称)ア スク下小田 中保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	105,000	73,940	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約105人

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
(株)日本保育 サービス	(仮称)ア スク井土ヶ 谷保育園 (神奈川県 横浜市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	131,000	32,934	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約120人
	(仮称)ア スク大倉山 保育園 (神奈川県 横浜市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	100,000	10,816	自己資金及 び増資資金	平成23年 1月	平成23年 4月	受入定員 約95人
	(仮称)ア スク久宝寺 駅前保育園 (大阪府八 尾市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	32,000	-	自己資金及 び増資資金	平成22年 11月	平成23年 4月	受入定員 約140人
	(仮称)ア スク舞浜保 育園 (千葉県浦 安市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	163,000	63,750	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約100人
	(仮称)ア スク川間保 育園 (千葉県野 田市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	97,000	-	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約90人
	(仮称)ア スク芝浦4 丁目保育園 (東京都港 区)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	48,000	23,740	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約75人
	(仮称)ア スク武蔵小 杉保育園 (神奈川県 川崎市)	子育て支援 事業	保 育 所 内装設備等	79,000	10,710	自己資金及 び増資資金	平成23年 2月	平成23年 4月	受入定員 約60人

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社J Pホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社J Pホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記事項

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、当連結会計年度より、従来雑収入として営業外収益に計上していた職員食事売上を、当連結会計年度より売上高に含めて表示している。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、当連結会計年度より、新たに支給される認可保育所設備取得補助金等に相当する金額について積立金方式から固定資産の取得価額から控除する直接減額方式に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社J Pホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社J Pホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小島 興一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧原 徳充 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、第1四半期連結会計期間から、職員食売上上の会計処理を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧原 徳充 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小島 浩司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社J Pホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社J Pホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社 J Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人 東海会計社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 興 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 牧 原 徳 充

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Pホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。

この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Pホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。